

川越市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成25年7月31日 午後3時
- 3 閉 会 平成25年7月31日 午後5時5分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長新保正俊、教育総務部副部長兼教育財務課長円城寺実、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長大嶋美紀夫、学校教育部副部長兼学校管理課長小林英二、学校教育部参事兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼教育センター所長福島正美、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良、学校給食課副課長庄子秀和、文化スポーツ部長今井孝雄、文化スポーツ部副部長兼文化芸術振興課長利根川晃、文化スポーツ部参事兼スポーツ振興課長西島昭善、文化スポーツ部参事兼国際文化交流課長盛田茂治、美術館長上野 正、都市景観課長加藤忠正

8 前回会議録の承認

平成25年度第4回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第18号 平成26年度使用川越市立川越高等学校用教科書を採択することについて

委員長

市立川越高等学校長が選定した12教科55科目及び地図帳について一括審議とすることについてお諮りしたい。

(全員異議なく同意)

副部長兼学校管理課長

高等学校の教科書の採択については、平成3年3月の文部省初等中等教育局「教科書採択事務取扱要領」により、採択権者が年度ごと、高等学校ごとに採択教科書を決定することとされている。市立高等学校に関しては市教育委員会が採択の権限を有しており、川越市立高等学校通則第9条の規定により文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学大臣が著作の名義を有するもので、教育委員会が採択したものを使用することとなっている。

平成26年度使用の教科書は議案のとおり、12教科55科目、地図帳を含め

て56種類であり、教科ごとの研究を経て校長が選定したものである。このうち、教科書を新たに変更するものは、新1年生が2教科2科目2種類、新2年生が7教科12科目12種類、新3年生が3教科8科目8種類で、新2年生及び新3年生の変更数が多いのは、平成25年度から新学習指導要領が完全実施となったため、年次進行により、新2年生の使用する教科書及び新3年生の使用する数学・理科の教科書の多くが新しくなったことによるものである。

学校における選定の基準としては、学科や生徒の実態、内容・分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさ等を考慮したものである。また、需要数については、教育課程により必修の教科と選択の教科があるため、それぞれ異なっている。

委員

教科書の選定において、「検討委員会で十分に調査した結果、最終的に校長が選定を行う」とあるが、検討委員会の構成メンバー及び検討に要した日数について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

教頭が委員長、教務主任が副委員長、その他委員が11名で計13名の構成である。また、検討に要した日数は5月に2回、6月に2回、7月に1回の計5回の会議で検討した。

委員

検討委員会では全ての教科書について検討したのか。

副部長兼学校管理課長

それぞれの教科の部会で検討し、その結果を検討委員会で検討し選定した。

委員

他の市立高校も同じような選定方法であるのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

高等学校の教科書選定方法については、市立学校に限らず県立高校も同じような選定方法である。

委員

市立高校の教科書選定においては、市立高校の教員からなる検討委員会で検討され、最終的に校長が決定しているが、外部の有識者等の意見を取り入れながら選定することも、より適正な検討になると考えるがいかがか。また、これまで校長が検討委員会の選定結果を翻したことはあるのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

外部の有識者等の意見を取り入れることは有効なことと考える。一方で、生徒の実態等を把握しているのは高校の教員である。他の市立学校や県立学校も同様な選定方法としていることも踏まえながら、今後の検討課題としていきたい。な

お、校長が選定結果を翻したことは、これまでにはなかったと認識している。

委員

今回、変更となった教科書について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

新1年生が2科目、新2年生が12科目、新3年生が8科目となっており、教科の内容としては、新1年生では、「コミュニケーション英語Ⅰ」と「社会と情報」である。その他、新2年生と新3年生については、議案を参照いただきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第19号 平成26年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を選択することについて

委員長

市立特別支援学校長が選定した教科用図書について一括審議をすることについてお諮りしたい。

(全員異議なく同意)

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校の教科用図書の採択については、川越市立特別支援学校管理規則の規定において、川越市教育委員会が採択したものを使用することとされており、平成26年度新1年生が使用する教科用図書として学校教科書調査研究委員会による研究を経て校長が選定したものは議案のとおりである。同校は「ひとりだちする生徒」を学校教育目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ最大限の自己実現を図ることを目指して教育課程を編成しており、授業で生徒が興味をもてる教科用図書を選定したものである。

なお、特別支援学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの以外の教科用図書を使用することができることから、今回選定された教科用図書は同法附則第9条の規定によるものとなっている。

委員

今回選定された教科用図書は、授業数の増加により新たに追加されたものか。

または、既存の教科用図書を変更したものか伺いたい。

参事兼教育センター所長

生活単元学習の教科用図書で教科外の指導で用いており、現在使用しているものと同じものである。

委員

生活単元学習以外の国語、社会、数学等の教科の教科書について伺いたい。

参事兼教育センター所長

市立特別支援学校で教科書を用いているのは生活単元学習のみである。その他

の教科については、教科書は使わずに教諭が用意した教材や資料を用いて授業を行っている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第20号 川越市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則を定めることについて

学校給食課副課長

委員の推薦を依頼する組織名が変更したことに伴い、川越市立学校給食センター運営委員会規則の第2条第1項第2号の学校給食研究会を学校食育研究会に変更しようとするものであり、施行期日は公布の日からとしようとするものである。

委員

学校食育研究会に名称変更した理由について伺いたい。

学校給食課副課長

上位組織である入間地区学校給食研究会が名称変更したことに準じたものである。

委員

同研究会のメンバーである校長は食育をどのように捉えているか伺いたい。

学校教育部長

食育については、食育基本法に基づき食生活のあり方や食べ物への関心等を小中学校で教育することにより、生涯を通じて自らの健康を維持推進していくことを目的としており、各学校では食育基本計画を作成し食育への取組を行い、同研究会のメンバーである校長においても共通の理解のもとに活動している。

委員

食物アレルギーの問題についても研究の課題として取組んでいくものと理解してよろしいか。

学校教育部長

食物アレルギーについても喫緊の問題であり、そのことも含めて研究課題とするものと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第21号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

(都市景観課長入室)

日程第5議案第22号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

(都市景観課長退室)

10 報告事項

(1) 平成24年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

教育総務課長

平成24年度包括外部監査は、「委託に関する事務の執行について」をテーマとして実施され、同監査結果報告書における意見に対する措置状況について、教育委員会の所管部分を報告するものである。

監査における意見は4件で、このうち措置を講じたものが1件、措置を講じないとしたものが3件となっている。

委員

意見114は家庭教育学級に関することであるが、家庭教育学級の運営については、開催テーマの選定に苦慮しているようであり、内容によっては参加者数も減少することになる。今後の要望になるが、開催回数も含めて家庭教育の向上に資することを目的に、より充実した内容となるようテーマの見直しを検討していただき、保護者等がより多く参加しやすくなるようお願いしたい。

意見116、117については、契約方法の選択に当たり、ゼロベースで検討を行うべきとの意見に対する措置状況として、公民館の管理業務及び蔵造り資料館、本丸御殿受付等業務の随意契約において民間業者と比較して安価で業務を行うことができるため、現状の契約を継続することとしているが、業務の質の問題についてはどのように考えているのか伺いたい。

博物館長

博物館で該当しているのは意見117の蔵造り資料館及び本丸御殿の受付業務であるが、同様の業務である美術館の受付業務において、昨年度、7社の指名競争入札を行い委託契約を締結した最も安価であった業者から、蔵造り資料館及び本丸御殿受付業務の見積を取ったところ、現在の随意契約先である公益社団法人川越市シルバー人材センターの方が安価であった。また、業務の質については、当該業務は単なる受付だけではなく歴史的事項に関する説明も行っており、この点を含めても同シルバー人材センターにおいては十分役割を果たしているところである。

委員

同シルバー人材センターと他の業者との委託料の比較は毎年行っているのか。

博物館長

今回は同監査において意見があったことにより比較したものであり、毎年行っているものではない。

委員

今後も現状の随意契約を継続するとのことであるが、指名競争入札等による契約方法についてはどのように考えるか伺いたい。

教育総務部長

同シルバー人材センターについては、国の政策に基づき高齢者の雇用を確保するとの意味から地方自治法施行令において随意契約が認められている。本市においてもこの方針により当該業務委託について随意契約としているところである。また、価格設定についても他の民間業者と比しても安価となっている。このような背景から高齢者の雇用確保の方針ものと、駐車場整理や受付業務などの特別に高度な技術を要しないものについては、同シルバー人材センターへの随意契約を行い、今後も継続していくものである。

委員長

報告事項(2)から(9)までは公立学校の大規模改造電気設備工事、大規模改造給排水設備工事及びトイレ改修工事請負契約に係る報告であることから、一括での説明をお願いしたい。

副部長兼教育財務課長

報告事項(2)から(9)の内容については、今年度実施する小学校2校、中学校2校の計4校の大規模改造工事、また、小学校10校、中学校4校の計14校で実施するトイレ改修工事のうち、本年6月に契約を締結したもので、平成25年川越市議会第4回定例会（9月議会）の文化教育常任委員会への報告を予定しているものである。なお、契約の方法はいずれも一般競争入札である。

(2) 川越市立南古谷小学校大規模改造電気設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立南古谷小学校大規模改造電気設備工事として、幹線・動力設備工事、電灯・コンセント設備工事、弱電設備工事、自動火災報知設備工事に係る工事請負契約を契約金額36,193,500円で渋谷電通工業株式会社代表取締役渋谷恒雄と締結したものであり、工期は平成25年6月28日から同25年10月11日までとするものである。

(3) 川越市立南古谷小学校大規模改造給排水設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立南古谷小学校大規模改造給排水設備工事として、衛生設備工事、給排水設備工事、消化設備工事、冷暖房設備工事に係る工事請負契約を契約金額33,978,000円で有限会社高橋設備代表取締役高橋一善と締結したものであり、工期は平成25年6月28日から同25年10月11日までとするものである。

(4) 川越市立初雁中学校大規模改造給排水設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立初雁中学校大規模改造給排水設備工事として、衛生設備工事、給排水設備工事、消化設備工事、冷暖房設備工事に係る工事請負契約を契約金額47,355,000円で埼玉設備工業株式会社代表取締役有山賢市と締結したものであり、工期は平成25年6月28日から同25年10月11日までとするもので

ある。

(5) 川越市立城南中学校大規模改造給排水設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立城南中学校大規模改造給排水設備工事として、衛生設備工事、給排水設備工事、消化設備工事、冷暖房設備工事に係る工事請負契約を契約金額40,425,000円で昭和工業株式会社代表取締役石井成人と締結したものであり、工期は平成25年6月21日から同25年10月11日までとするものである。

(6) 川越市立今成小学校ほか1校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立今成小学校ほか1校トイレ改修工事として、今成小学校及び名細小学校の建築工事、電気設備工事、給排水設備工事に係る工事請負契約を契約金額67,725,000円で株式会社芹沢建設代表取締役芹澤英樹と締結したものであり、工期は平成25年6月28日から同25年10月11日までとするものである。

(7) 川越市立高階小学校ほか1校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立高階小学校ほか1校トイレ改修工事として、高階小学校及び高階西小学校の建築工事、電気設備工事、給排水設備工事に係る工事請負契約を契約金額57,750,000円で三光建設株式会社代表取締役栗原雄一と締結したものであり、工期は平成25年6月28日から同25年10月11日までとするものである。

(8) 川越市立高階北小学校ほか1校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立高階北小学校ほか1校トイレ改修工事として、高階北小学校及び大東西小学校の建築工事、電気設備工事、給排水設備工事に係る工事請負契約を契約金額56,700,000円で沢建工業株式会社代表取締役沢田和也と締結したものであり、工期は平成25年6月28日から同25年10月11日までとするものである。

(9) 川越市立東中学校ほか1校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立東中学校ほか1校トイレ改修工事として、東中学校及び高階中学校の建築工事、電気設備工事、給排水設備工事に係る工事請負契約を契約金額49,066,500円で株式会社高橋工務店代表取締役高木昌壽と締結したものであり、工期は平成25年6月28日から同25年10月11日までとするものである。

(10) 川越市立今成学校給食センター焼物機等改修工事請負契約について

学校給食課副課長

川越市立今成学校給食センター焼物機等改修工事として、焼物機改修工事、蒸器改修工事、建築工事に係る工事請負契約を一般競争入札により契約金額37,275,000円で埼玉設備工業株式会社代表取締役有山賢市と締結したものであり、工期は平成25年6月14日から同25年9月13日までとするものである。

1 1 協議事項

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について

(非公開)

1 2 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第21号及び議案第22号は人事に関する情報であり、協議事項(1)は意思決定過程における情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案第22号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて都市計画部長及び都市景観課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。
- (3) 協議事項(1)の関係者として、文化スポーツ部長、同部副部長兼文化芸術振興課長、同部参事兼スポーツ振興課長、同部参事兼国際文化交流課長、美術館長及び都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (4) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、原田委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は平成25年8月22日(木)午後2時開催に決定した。